

令和2年6月5日開催

第36回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時30分 開会

◎開会の宣告

○会長（今井 隆） 皆さん、こんにちは。今日は大分暑い日になりまして、皆さんも農作業等、いろいろ忙しくなってきた時期でございます。麦刈りやっている方もおりますし、また田植え等、非常に忙しい農繁期ということで、皆さんの体のほうくれぐれも熱中症等、健康に気をつけてやっていただきたいと思います。

先月に続きまして、今回も事前協議は中止ということで、密になることはやめてくださいという、上からのそういう指示がございまして、推進委員さんには2か月、顔を合わせられないということで非常に残念なところでございます。そんなので、前回と同じに書面で質問等ある方は出してくださいということで、今回もないようです。

それにしても、長くコロナウイルスのほうが自粛期間が長く続いていまして、あらゆる方面の職業ですか、大変な思いをされているようでございまして、公共事業もしばらく行わないということで土建業の方もこれからまた大変ですよ。また、車関係も販売が少なくなっているということです。あと、外食産業、観光関係、農業関係も大なり小なり影響あると思います。これがいつまで続くか分かりませんが、何年かかかるのでしょね、元の生活に戻るにはね。そういうことで、みんなお互いに今大変な騒ぎしておりますけれども、みんな協力し合いながら、助け合いながらやっていただきたいと思います。

そんな中、今日は第36回農業委員会総会ということで、だんだんこの申請の数もちょっと減ってくると思います。今のところ、数は少し減ったのかな。それで、事前調査の議案が今回はありません。久しぶりに調査報告がないということで、そういう中でございますけれども、最後までよろしく願います。

また、今月の末にいつも年2回、前期の農振除外の調整協議会やっているわけなのですけれども、今回はちょっと農林課のほうで見合わせて、みんな集まって協議するのはちょっと難しいということで、この後、吉岡課長補佐からいろいろ細かくこの資料を見てもらいながら説明があると思いますので、よろしく願い申し上げまして挨拶いたします。

○事務局長（西 慎一郎） ありがとうございます。

それでは、この後の開会の宣告、議事録署名委員の指名及び書記の任命、それに引き続いての議事進行につきましては、代わって今井会長にお世話になりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○会長 それでは、これより第36回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況、報告いたします。今回は、欠席者2名おりまして、議席番号14番、大河原藤雄委員並びに新井元委員が欠席との報告がございました。ということで、25名中、今日の出

席者は23名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立ということになります。

以上、諸般の報告を終わりました、次に、議事録署名委員の指名と書記の任命を行いたいと思えます。

それでは、まず初めに、皆さんに議事録署名委員の指名をしてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号3番、浦恩城由子委員並びに23番、中島隆夫委員、両名を指名いたします。

なお、書記は、事務局の関口主任主事を任命いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事進行を行います。

毎回申し上げているのですけれども、発言される場合は挙手していただいて、議席番号と氏名を述べてから質問等、お願いします。

それでは、議案に入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容は、農地法第3条許可、契約の内容は売買でございまして、令和2年4月6日許可、高農委指令第5号、取消理由は売買契約が不調となったためとのこととございます。

以上、農地法関係許可取消願につきましては、1件でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○会長 取消願の説明がございました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんより質疑をお受けいたします。

これとってなければ、承認してよいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は使用貸借、経営移譲した農地の設定期間が満了するため再設定したいという同一

世帯の申請でございます。

2番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は贈与、後継者として申請地を父から譲り受けて引き続き耕作したいという同一世帯の申請でございます。

4番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のため地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和2年6月22日から令和12年6月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしまして、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用、第5条許可申請が提出されておりました、議案書20ページ、議案第4号ナンバー33が関連案件でございます。

6番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和2年6月23日から令和12年6月22日までの10年間でございます。また、関連案件といたしまして、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が提出されておりました、議案書21ページ、議案第4号ナンバー35が関連案件でございます。

7番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のため地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和2年6月22日から令和12年6月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしまして、太陽光発電設備支柱部分の一時転用の5条許可申請が提出されておりました、議案書22ページ、議案第4号ナンバー37が関連案件でございます。

8番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のため地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和2年6月23日から令和12年6月22日までの10年間でございます。また、関連案件といたしまして、太陽光発電設備支柱部分の一時転用、5条許可申請が提出されておりました、議案書26ページ、議案第4号ナンバー53が関連案件でございます。

9番から13番の5件につきましては、同一の譲受法人であり、契約内容及び申請の理由についても同様のため、一部省略して読み上げさせていただきます。

9番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

11番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

12番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

13番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。なお、申請地の地目が山林となっておりますが、こちらは農地台帳に登載されている農地でございます。現地につきましても、畑として耕作されていることを確認しております。

以上、5件でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括案件につきましては13件でございます。この13件につきましては、別添の「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんより質問等お受けいたします。

お願いします。

○11番高田委員 6、7、8のほうの譲受人の関係については、経営状況欄が書いていないのですが、9番以降の譲受人のほうは、経営状況は書いてある。その辺の書いていないのは何か訳があるのでしょうか、ちょっと教えていただきたい。

○会長 事務局。

○事務局 6番のほうは太陽光発電事業のみで、農業経営はされていないのでゼロになっております。

9番以降は農業経営されているので書いております。

○会長 よろしいでしょうか。

○11番高田委員 はい。

○会長 2番の譲受人と以前、地元の農家の人とちょっといろいろあったようですが、最近どうですか。

地元の委員さん、井田委員だよ。2番の譲受人どう最近。

○13番井田委員 うわさですから、はっきりとはあれですけども、水田なんかは耕作しづらい場所は返しているという話はちょっと聞きましたけれども。

○会長 そうなの。

○13番井田委員 ええ。ただ、返されるほうも大変だから。その辺のところは分からないのですけれども。結局、施設はハウスのほうに何か力入っていて。

○会長 何か、トマトだけ。

○13番井田委員 トマト。そうですよね。

○会長 トマトを大規模にやっていると、そんな話も聞いて。

○13番井田委員 だから、形状が悪い水田はもう要らないですよという話、ちょっと聞いています。

○会長 そうなの。

○13番井田委員 ええ。

○会長 今回、これは田だよ。田だけれども、田にハウス建ててやっているの。

○13番井田委員 だから、そうですよ。京目なんかはね。

○会長 そうか。

○13番井田委員 ええ。直売所も、もう造ってありますから。

○会長 では、もしかすると、これはあれだろう、米作らずにそっちのほうでも、違う野菜でもするの
かななんて、そんなことも考えられるけれども。

はい、分かりました。

ほかに皆さんのほうから何かご質問等ございますでしょうか。

なければ、許可してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあつたので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 自宅の庭として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございまして、宅地366.74平米と一体利用の計画でございまして。

以上、農地法第4条の規定による許可申請につきましては1件でございまして。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ご苦労さまでした。今回、4条は1件だけの申請ということで皆さんにお伺いいたしますけれども。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第4号に移ります。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、

もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

2番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが手狭なため申請地を夫の祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

3番 契約内容は賃貸借、大学の校舎増築工事を受注したことから隣接する申請地を借り受けて工事期間中の工事用駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます、転用期間が令和2年6月22日から令和3年3月31日までの約9か月でございます。また、前橋市の田64平米と一体利用の計画でございます。高崎市以外にまたがる5条許可申請になりますので、県知事の許可が必要となる案件でございます。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、雑種地81.15平米と一体利用の計画でございます。

6番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

13番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築した

いという一般住宅の申請でございます。

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

17番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

19番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

20番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

21番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

22番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

23番 契約内容は売買、事業拡大に伴い資材置場が不足するため所有事業地に隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます、宅地307.47平米と一体利用の計画でございます。

24番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

25番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく実家近くの申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

26番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

27番 契約内容は地上権の設定、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

28番 契約内容は売買、資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

29番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の父より借り受けて住

宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、宅地6.53平米、山林128平米と一体利用の計画でございます。なお、用途指定がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

30番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

31番 契約内容は売買、従業員用の駐車場が不足しているため工場に近接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

32番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

33番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながら出来る太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、一時転用の申請でございまして、転用期間は令和2年6月22日から令和12年6月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、さきにご審議いただきました地上権設定の3条許可である議案書6ページ、議案第2号ナンバー5が関連案件でございます。

34番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながら出来る太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちら一時転用の申請でございまして、転用期間は令和2年6月22日から令和12年6月21日までの10年間でございます。

35番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながら出来る太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちら一時転用の申請でございまして、転用期間は令和2年6月23日から令和12年6月22日までの10年間でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました地上権の設定の3条許可申請、議案書7ページ、議案第2号ナンバー6が関連案件でございます。

36番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて黒土を採取し販売したいという黒土採取の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和2年7月1日から令和4年6月30日までの2年間でございます。

37番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながら出来る太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちら一時転用の申請でございまして、転用期間は令和2年6月22日から令和12年6月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました地上権の設定、3条許可、議案書7ページ、議案第2号ナンバー7が関連案件でございます。

38番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて宅地分譲用地としたいという宅地分譲の申請でございます。なお、宅地245.93平米と一体の計画でございます。また、用途指定区分があり、第1種住居地域でございます。

39番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

40番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲用地としたいという建売分譲住宅3棟の申請でございます。なお、払下げ予定の道路62.68平米と一体利用の計画でございます。

41番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

42番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

43番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

44番 契約内容は地上権の設定、事業拡大に伴い申請地を借り受けて事業所の敷地を拡張したいという事業所の敷地拡張の申請でございます。なお、宅地7,718.65平米、雑種地147平米と一体利用の申請でございます。

45番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

46番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

47番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

48番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

49番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、払下げ予定の道路28.38平米と一体利用の計画でございます。

50番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

51番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

52番 契約内容は売買、現在の住まいが西毛広域幹線道路用地として収用されるため代替地として申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

53番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながら出来る太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こ

ちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和2年6月23日から令和12年6月22日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、さきにご審議いただきました地上権設定の3条許可申請、議案書8ページ、議案第2号8番が関連案件でございます。

54番 契約内容は売買、露天資材置場の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天資材置場の申請でございます。なお、雑種地1,134平米との一体利用の申請でございます。

55番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

56番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく勤務地に近い申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

57番 契約内容は売買、自宅の庭を拠点に自然体験型のボランティア活動を行っているが活動する広場及び参加者の駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという庭用地及び露天駐車場の申請でございます。

58番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

59番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて黒土を採取し販売したいという黒土採取の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和2年7月1日から令和4年6月30日までの2年間でございます。

60番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

61番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。また、用途指定区分があり、第1種中高層住居専用地域でございます。

62番 契約内容は売買、電気工事業を営んでいるが市内での事業展開に伴い事業地周辺に資材置場が必要なため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請につきましては62件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。今回5条は結構申請ありましたよね。この中でナンバー3を見てください。開けてください。この申請が露天駐車場の申請なのですが、これが新保田中町と、これは前橋との境らしいのですね。それで、この露天駐車場が前橋と高崎にまたがって使うということで、両方、高崎と前橋に申請を出されているわけです。こういう場合に知事処分案件ということで、事務局、ちょっと説明してくれる。

○事務局 今井会長がおっしゃっていたように、新保田中町と、あと前橋の川曲というところが露天駐

車場として一体利用の計画でございます。今回、高崎市側の新保田中のほうを高崎市農業委員会として審議していく。それとは別に、前橋市のほうでは前橋市農業委員会のほうでその案件を審議していくわけなのですけれども、両方の案件が農業委員会のほうで許可妥当と判断された後、群馬県のほうにその議案が行くことになりまして、再びその2つの案件を群馬県が協議するという流れになっております。なので、普通の許可申請と違って若干日数はかかるかなとは思われるのですけれども、県のほうに確認したところ、スケジュール的にはどんなに遅くても今月下旬ぐらいまでには許可相当として見込まれるということで回答をいただいております。

報告は以上です。

○会長 今、事務局から説明あったとおり、以前にやっぱりこういうのありましたね。これは県のほうへ伺い立てるということで、そういうことで、では、皆さんに、これは許可相当として県知事に進達してよいか伺います。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、これは許可相当といたします。

では、それ以外の議案で皆さんのほうから何かご質問等ございますか。

はい、お願いします。

○16番生方委員 16番、生方よりお願いします。41番の件ですが、地元の案件でちょっとそれは伝えました。その中で確認をさせてもらう意味での質問ですが、何か連休を利用して大分砂を敷いてしまったらしいのですね。そんなので、こんなことをしてしまったのだらうと、そういう相談がありました。その中で始末書だけで何とか済まさせてもらったのでしょうか。

○会長 盛土をしてしまってね。こうね。

事務局、お願いします。

○事務局 はい。そうですね、始末書のみで。これ以上進めないということで始末書を添付させていただきました。

○16番生方委員 はい。ありがとうございます。

○会長 ほかにございますでしょうか。あと、どれだったっけ。黒土採取というのがあって、周りに、ちょっと。黒土採取だったかな。59。これは周りの農地に影響ないと説明がございましたけれども、地元の方、どうですか。59番、これか。何か道路よりちょっと盛り上がっているとか何だとか。それ取るのだという案件なのだけれども。石井委員か、これは。

○19番石井委員 大丈夫です。

○会長 そうすれば、許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

それでは、続きまして、議案第5号に移ります。

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

1番 申請人は被相続人の長男でございます。相続開始年月日は令和元年11月6日でございます。なお、5月26日に地元の農業委員である高田委員さんと現地調査を実施し、問題なく耕作されていることを確認いたしました。また、耕作に必要な機械等につきましても、問題ございませんでした。簡単ではございますが、補足説明を終わります。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願は1件でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○会長 ただいま事務局より説明がございましたとおり、5月26日に高田委員さんと事務局とで現地調査をしてきたということでございます。

それでは、皆さん、どうですか。異議がなければ適格として証明してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、証明することにいたします。

続きまして、議案第6号に移ります。

議案第6号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

高崎市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による決定の依頼が、別紙のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

農林課、柴田と申します。これから、議案、農用地利用集積計画についてのご説明をさせていただきます。

着座にて失礼いたします。

別紙でお配りをしているA4横の厚い冊子「高崎市農用地利用集積計画」とA4横の薄い冊子「高崎市農用地利用集積計画 総括表」をご用意ください。

それでは、説明をさせていただきます。利用権設定促進事業は、市町村が農地の出し手、受け手の間を調整して権利の設定、移転計画等をまとめた農用地利用集積計画を策定し、農業委員会の決定を経て公告することにより、安心して農地の売買、貸借等を行うことのできる事業です。

今回の利用集積計画は、令和2年7月1日公告予定の農用地利用集積計画となります。厚い冊子は、

利用権設定関係者、利用権を設定した土地、契約の内容が記載されております利用集積計画書と利用権の設定を受ける者の営農類型、家畜飼養状況、農機具所有状況で構成されております。

それでは、今回の利用集積計画を総括して説明させていただきますので、薄い冊子の総括表を御覧いただき、表紙を1枚おめくりください。

それでは、説明をさせていただきます。利用権の設定を受ける者は124名、利用権の設定をする者は343名です。利用権が設定される面積は、田の通年が365筆、43万3,690平米、田の期間借地が114筆、18万2,469平米、畑が188筆、24万8,552平米、合計で667筆、86万4,711平米となっております。そのうち使用貸借で設定された面積は40万371平米で、割合は46.3%となっております。

続きまして、裏面の資料を御覧ください。貸借期間別に見ると、3年未満の農用地の面積は田が5万3,773平米、畑が8,854平米、3年以上6年未満の農用地の面積は田が42万920平米、畑が9万5,224平米、6年以上10年未満の農用地の面積は田が8万9,380平米、畑が1万8,728平米、10年以上の農用地の面積は田が5万2,086平米、畑が12万5,746平米となっております。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積計画に関する説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○会長 ただいま農林課の柴田主事のほうから説明ございました。皆さんからご質問等受けまされども、これは、もう最近、どうなのだろう、利用権のこの面積は以前と比べて増えている、減っている。どういう傾向になっているのだい。

○事務局 すみません、農林課の柴田です。今、面積のご質問ありましたので、回答させていただきます。面積のほうは、年によってやはり設定の期間のサイクルで増減をしているような状態で、増えている傾向とか、減少傾向はなく、年によって変動がちょっとあるような状態が続いている感じです。今年の今回の設定に関しまして、特徴的なところは中間管理事業など活用した利用権設定が伸びつつあるという状況にあるかと思えます。よろしくお願ひします。

○会長 皆さんのほうから何かございますでしょうか。

なければ、決定してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 では、決定することにいたします。

報告事項を先。

それでは、事務局お願ひします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は貸露天資材置場、用途指定区分は第1種中高層住居専用地域、ほか5件、合計6件の4条の届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 契約内容は売買、転用目的は一般住宅、用途指定区分は第2種中高層住居専用地域、ほか17件、合計18件の5条の届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか4件、合計5件の18条の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

こちらは、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。4条が6件、5条が55件、合計61件でございます。このうち59番については3,000平米を超える案件でございましたので、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、問題なしと回答をいただいております。その他の案件につきましても、他法令の確認も取れましたので、令和2年5月22日付で許可書を交付いたしました。

○事務局

報告第5号 農業委員会事務の実施状況等の公表について。

続きまして、報告第5号 農業委員会事務の実施状況等の公表について説明をさせていただきます。

本日お配りしました資料を御覧いただきたいと思います。別紙様式2「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び別紙様式1「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」でございます。要点のみかいつまんで報告させていただきます。

初めに、別紙様式2「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について、説明をさせていただきます。

1、農業委員会の状況でございます。こちらにつきましては、1年前の第24回農業委員会総会でご審議いただきました平成31年度の活動計画と同じ内容となっておりますので、説明を割愛させていただきます。

1枚めくりまして、2ページを御覧ください。2、担い手への農地の利用集積・集約化でございます。現状これまでの集積面積が620ヘクタール、集積実績が687ヘクタールでございました。

続きまして、3ページを御覧ください。3、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。参入目標10経営体に対して、参入実績が4経営体でございました。

続きまして、4ページを御覧ください。4、遊休農地に関する措置に関する評価でございます。管内の遊休農地面積は230ヘクタールでございまして、解消実績77.5ヘクタールでございました。

続きまして、5ページを御覧ください。5、違反転用への適正な対応でございます。管内の違反転用面積は5.9ヘクタール、前年度対比増減はございませんでした。

続きまして、6ページを御覧ください。6、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

でございます。1「農地法第3条に基づく許可事務」でございますが、1年間の処理件数161件、そのうち許可158件、不許可3件でございます。

続きまして、2「農地転用に関する事務」でございますが、1年間の処理件数は668件でございます。

続きまして、7ページを御覧ください。3、農地所有適格法人からの報告への対応でございます。管内の農地所有適格法人数、22法人、報告書を提出しなかった法人はございませんでした。

続きまして、4、情報の提供等でございます。賃借料の調査・提供の実施状況、農地の権利移動等の状況把握、農地台帳の整備について、公表は記載のとおりでございます。

続きまして、8ページを御覧ください。7、地域農業者等からの主な要望・意見及びその対処内容でございますが、こちらについては、地域農業者から寄せられた要望、意見等は特にございませんでした。

続きまして、8、事務の実施状況の公表等でございますが、それぞれ記載のとおりでございます。

続きまして、別紙様式1「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」についてご説明いたします。

1、農業委員会の状況でございますが、こちらにつきましては、委員の皆さんご存じのとおり、こちらの資料のとおりとなっておりますので、後ほどご確認いただけたらと存じます。

続きまして、次のページを御覧ください。2、担い手への農地の利用集積・集約化でございます。管内農地の面積は6,090ヘクタール、これまでの集積面積687ヘクタールでございます。

続きまして、令和2年度の目標及び活動計画でございます。集積面積の目標を1,762ヘクタール、うち新規集積面積を1,075ヘクタールといたしました。

続きまして、3、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。令和2年度の目標として参入目標数を10経営体、参入目標面積を4ヘクタールといたしました。

続きまして、4、遊休農地に関する措置でございます。令和2年度の目標は、解消面積33ヘクタールといたしました。活動計画は、記載のとおりでございます。

続きまして、5、違反転用への適正な対応でございます。現状、管内の違反転用面積が5.9ヘクタールでございます。活動計画につきましては記載のとおりでございます。

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の説明は、以上でございます。

なお、点検評価及び活動計画につきましては、6月末日までにホームページにて公表することとなっております。

報告は、以上となります。

◎閉会の宣告

○会長 では、ここで第36回の総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時43分 閉会